

令和 6 年度
(2024 年度)

第 2 回
高崎市国民健康保険事業の
運営に関する協議会会議録

令和 7 年 1 月 3 0 日開催

高崎市市民部保険年金課

令和6年度高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録（第2回）

1 日 時 令和7年1月30日（木曜日）午後2時00分から

2 場 所 高崎市役所 3階 第31会議室

3 議 事

（1）報告事項

- ① 令和7年度（2025年度）高崎市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- ② 国民健康保険制度改正について

出席委員

- ・ 被保険者代表 中村 真由美・岡田 恵子・續木 美和子
- ・ 保険医又は保険薬剤師代表 岡本 克実・有賀 長規・谷内 晴夫・山本 敬之
- ・ 公益代表 三井 暢秀・大河原 吉明・青木 和也・小野 聡子・柄沢 高男
湯浅 弘子
- ・ 被用者保険等
保険者代表 星野 浩一・酒井 隆・齋藤 敦匡

欠席委員

小田澤 道子・今井 隆・須藤 敦子（被保険者代表）
林 信義・谷内 英明（保険医又は保険薬剤師代表）

保険者代表

市民部長・保険年金課長・財政課長（代理：財政担当係長）・納税課長・
健康課長（代理：健康づくり担当係長）

会議に参加したもの

倉渕支所市民福祉課長・箕郷支所市民福祉課長
群馬支所市民福祉課長・新町支所市民福祉課長
榛名支所市民福祉課長・吉井支所市民福祉課長
保険年金課国保担当係長2名・保険年金課資格賦課担当係長2名
保険年金課医療給付担当係長2名・納税課滞納整理担当係長
健康課健康管理担当係長

事務担当

保険年金課庶務担当係長・庶務担当主査2名・庶務担当主任主事1名

(事務局：司会)

次第の4「議事」でございます。

協議会規則第5条第1項の規定によりまして、会長が議長となり議事を進めることとなっております。

それでは、三井会長よりお願いいたします。

(議長)

それでは、議事を進行していきたいと思えます。

まずは、諸般の報告をいたします。

本日は、今井委員、須藤委員、林委員、小田澤委員から、都合により欠席する旨の連絡を受けております。

続きまして、本協議会につきましては、「高崎市情報公開条例」に基づき「公開」としておりますので、ご承知おきください。

会議開催の事前公表につきましては、1月の広報高崎に掲載するとともに、高崎市ホームページにて周知を行っております。

次に、本日の会議録署名委員ですが、被保険者代表の續木委員と被用者保険等保険者代表の酒井委員を指名いたします。両委員におかれましては、よろしくお願いいたします。

それでは、さっそく議事に入りたいと思えます。

本日の会議は、報告事項が2件ございます。

(報告事項①)

はじめに報告事項①「令和7年度(2025年度)高崎市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」でございます。事務局より説明をお願いします。

(保険年金課長)

はい。保険年金課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。説明が少し長くなりますので、着座にて失礼させていただきます。

報告事項①「令和7年度(2025年度)高崎市国民健康保険事業特別会計 予算(案)」につきましてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

この表は、「令和7年度当初予算(案)」と「令和6年度当初予算」を比較したものでございまして、上段が歳入、下段が歳出を記載した総括表となっております。

また、1枚おめくりいただいた2ページと3ページには、歳入・歳出それぞれの項目の説明を記載しております。

まず、令和7年度予算案の総額でございますが、1ページの表の一番下に記載してございまして、336億7,344万6千円、前年度と比べまして4億2,807万4千円、約1.3%の減となっております。

おります。被保険者数が減少の見込みであるため、その影響により全体的に予算総額が減少してございます。

各項目の詳細につきましては、次ページ以降でご説明いたしますので、2ページをご覧ください。

はじめに、歳入の区分1「国民健康保険税」でございしますが、現行税率を維持することといたしまして、全体で61億5,688万7千円を計上しております。前年度と比べますと8,453万円、約1.4%の減となり、これは主に被保険者数の減少に伴う収税減でございまして、令和7年度の被保険者数を前年度から約3,500人程度の減少と見込んでいます。

ここで、別紙資料の1ページをご覧ください。

上段のグラフ(1)は、本市の国保被保険者数と世帯数の推移を表したものでございまして、塗り潰しのグラフが被保険者数、斜線のグラフが世帯数を示しておりますが、毎年右肩下がりに減少している状況がお分かりいただけるかと思います。

要因としましては、主に団塊の世代が後期高齢者医療へ移行していることと、被用者保険の適用拡大が影響しているものと考えております。

資料を戻っていただきまして、続きまして、区分4「県支出金」でございします。

まずは「普通交付金」でございします。

こちらは3ページの歳出の区分2「保険給付費」のうち、「傷病手当金」等を除いた経費につきまして、その実績額の全額が県から交付されるものでございまして、232億3,282万6千円を計上しております。前年度と比べますと3億5,738万4千円、約1.5%の減となります。

主な要因でございしますが、1人当たりの医療費は増加見込であるものの、それ以上に被保険者数が減少したことにより、全体として減額となったものと考えております。

次に「特別交付金」でございします。こちらは、各市町村の財政状況やその他の特殊要因、事業の取組状況等に応じて交付されるものでございまして、合わせて6億768万8千円を計上しております。前年度と比べますと6,773万1千円、約10.0%の減となります。

主な減額の要因でございしますが、保険者努力支援分については国から提示された係数に基づき県が試算した推計額となっておりますが、県と市町村の配分割合の変更により4,530万の減となっております。また、特別調整交付金分については直近3か年の実績値に基づく試算およびマイナ保険証関連経費の減により5,554万円減となります。また県繰入金については県算定の額により3,312万円の増となっております。

続きまして、区分6「繰入金」でございします。繰入金全体の予算額は36億2,975万9千円となっております。前年度比で1億2,680万9千円、約3.6%の増額となっております。

内訳でございしますが、まず「保険基盤安定繰入金」は、国保税の軽減措置の減額相当分及び低所得者数に応じて国・県・市から国保特別会計に支援していただくものでございまして、15億5,412万9千円を計上しております。

次に「未就学児均等割保険税繰入金」でございしますが、こちらは5割軽減された未就学児の均等割減額分相当額の全額を、国・県・市から支援していただくものでございまして、1,552万7千円を計上しております。

次に「産前産後保険税繰入金」でございしますが、こちらは出産被保険者の産前産後期間の均等

割及び所得割の免除相当額分の全額を国・県・市から支援していただくものでございまして、239万4千円を計上しております。

次に「一般会計繰入金」でございしますが、こちらは繰入れのルールに基づいた事務費等に係る一般会計からの繰入金でございまして、7億2,029万円を計上しております。

次に「基金繰入金」でございしますが、県に納める国保事業費納付金や本市の保健事業などに要する費用について、保険税収入等だけでは賄えない分を補填するため、「国民健康保険基金」を活用させていただくものでございまして、13億3,741万9千円を計上しております。

続きまして、区分8「諸収入」でございします。

こちらは、延滞金や第三者納付金等を受け入れるものでございまして、実績から推計し、4,340万5千円を計上しております。前年度比で4,530万円、約51.1%の減額となりますが、こちらは収納努力による滞納繰越額の減少に伴いまして、延滞金収入が減少見込みとなったことが主な要因でございします。歳入の説明は以上でございします。

引き続き、歳出の説明をさせていただきますので、資料の3ページをご覧ください。

はじめに、区分1「総務費」でございします。こちらは総務管理費や徴税費等、人件費や事務的な経費を計上しておりまして、総額で4億8,996万2千円を計上しております。

職員給与費の増額、標準化システム移行に係る帳票等の様式変更に関連する費用等を計上したことによりまして、前年度より若干増額となっております。

続きまして、区分2「保険給付費」でございします。

こちらは、総額で232億3,385万3千円を計上しておりまして、前年度に比べますと、3億5,748万4千円、約1.5%の減となっております。1人当たりの医療費は伸びると見込んでおりますが、それ以上に、被保険者数の減少が大きいと、結果として保険給付費の見込額が全体的に減少したものでございします。

ここで、別紙資料1ページ下段のグラフ(2)をご覧ください。このグラフは、被保険者一人当たりの療養諸費の費用額をお示ししたものでございまして、その額は、コロナ禍による「受診控え」以降、年々増加している状況が分かるかと思ひます。主な要因といたしますと、高齢化や医療の高度化等が影響しているものと考えております。

続きまして、区分3「国民健康保険事業費納付金」でございします。

こちらは、国民健康保険事業の運営主体である群馬県に、保険給付に要する費用や後期高齢者支援金、介護納付金の支払いに充てる財源の一部として、市町村が納めるものでございまして、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせまして、95億7,380万3千円を計上しております。こちらは県が算定しているもので、前年度に比べまして8,671万1千円、約0.9%の減となっております。こちら、主に被保険者数の減少に伴い減額したものでございします。なお、納付金の算定に関する事項につきましては、後ほどご説明させていただきます。

続きまして、区分4「保健事業費」でございします。

こちらは、「特定健康診査」及び「特定保健指導」に係る事業費や「保養施設利用補助金」、「人間ドック検診費補助金」等の経費を計上しております。その他、各項目に所要の額を計上しております。以上で、令和7年度予算(案)の各項目についての説明を終わらせていただきます。

引き続き、「国民健康保険事業費納付金等の算定について」説明いたします。資料の４ページをご覧ください。すでにご案内の通り、平成 30 年度から国民健康保険事業の県単位化が始まって以降、保険給付等の財源として市町村が都道府県に納める「納付金」と、その納付金の財源になる国民健康保険税の税率を市町村が決定する際に参考とする「標準保険料率」が、都道府県から市町村に示されることとなっております。これらの「納付金」や「標準保険料率」は、国から示される算定に必要な係数等により決定しますが、昨年 12 月末に、令和 7 年度の係数が示されたことを受け、算定結果が県から示されましたので、ご報告させていただきます。

納付金等の算定の流れにつきましては、昨年もお説明させていただいた通り資料中の(1)①から④に記載のとおりで変更はございません。

次に、(2)国民健康保険事業費納付金等の算定結果をご覧ください。こちらは、本市の納付金をまとめたものでございます。①の表のとおり、令和 7 年度の納付金は、総額で 95 億 7,380 万 1,881 円となりました。前年度と比べますと、約 8 千 7 百万円ほど減少しております。

納付全体としましては減額となっておりますが、医療分は増額となっております。要因としましては社会保険診療報酬支払基金から県に交付される前期高齢者交付金の額が減少したこと、また高額医療費負担金の見直しによる国から県への財政支援が減少した結果、4,913 万円ほど増加することになりました。なお、「後期高齢者支援金等分」及び「介護納付金」は、国が示した負担見込み額を基に算定されております。

次に「②激変緩和措置による納付金の減額」をご覧ください。こちらは、令和 6 年度から保険税水準の統一への段階的な移行のため行われている経費の共通経費化・県単位化により一定割合以上に負担が上昇してしまう市町村に対して、令和 8 年度まで行われる「激変緩和措置」でございます。なお、この激変緩和措置は、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分の区分毎に一定割合を超えた市町村が対象となり【表 1】、【表 2】の通りとなっております。

次に③の本市における激変緩和措置額でございますが、表に記載のとおり、各区分いずれも県が定める一定割合であります「県平均の伸び率＋5 %」を超えておりませんので、令和 7 年度においては、激変緩和措置は適用されません。

ここで、別紙資料の 2 ページ上段のグラフ(3)をご覧ください。このグラフは、一人当たりの納付金の額の推移を表したものです。納付金の増加については、1 人あたりの療養諸費に合わせて、増加傾向にあるものと考えております。資料を戻っていただきまして、「④標準保険料率」をご覧ください。こちらは、群馬県から示された「標準保険料率」でございます。「標準保険料率」とは、「県が算定した各市町村の納付金の支払いを満すためには、このくらいの税率で課税をしないと収入が不足します」といった目安を示しているものでございます。

本市の令和 7 年度の標準保険料率は、表に記載のとおりでございます。ここで、別紙資料の 2 ページ下段の グラフ(4)をご覧ください。

このグラフは、一例として、「40 代の夫婦と就学児 2 人の世帯で、給与収入が約 420 万円」のモデル世帯の年税額の試算結果を表しております。左側の塗りつぶしの棒グラフが本市の現行税率による年税額で、右側の斜線の棒グラフが標準保険料率による年税額を示しております。

本市国保の被保険者の税負担は、基金の活用により標準保険税率による税負担よりも低く抑えられていることがお分かりいただけるかと思います。

今後も、国保財政状況を見極めるとともに、国の医療制度改革等の動向を注視しながら、引き続き安定経営に努めてまいりたいと考えております。

報告事項①の説明は、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質問並びに意見等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

<質疑なし>

それでは報告事項①についての質疑を終結いたします。

次は報告事項②「国民健康保険制度改革について」です。事務局より説明をお願いいたします。

(保険年金課長)

「報告事項② 国民健康保険制度改革」につきましてご説明いたします。大きく3点ございます。そのうち1点目「②－1 国民健康保険税の制度改革」につきましてご説明いたします。資料の6ページをご覧ください。

本市が、法令に準拠して定めております国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準が、国において改正を予定していることに伴いまして、令和7年度から改正する予定でございますので、ご報告いたします。

まずは、「(1) 国民健康保険税の限度額について」でございます。

国民健康保険税は、負担額に一定の上限が設けられておりますが、国では、被用者保険等における標準報酬月額等の最高等級に達する割合に合わせるため、限度額を段階的に引き上げ、その割合を1.5%に近づける方針が示されております。これを受けまして、令和7年4月から、表に記載のとおり医療給付費分1万円、後期高齢者支援金等分2万円の引き上げが予定されております。

次に「(2) 国民健康保険税の軽減措置」についてでございます。

こちらは、低所得者に対する国保税の軽減措置の基準に関する改正でございまして、既に軽減を受けている世帯の範囲が物価上昇の影響により縮小しないよう、消費者物価指数や経済動向等を踏まえて、国が毎年見直しているものでございます。

令和7年度からは、表に記載のとおり、5割軽減と2割軽減の判定基準額が、引き上げとなります。5割軽減の判定では、国保加入者数に乗じる所得基準額が29万5千円から30万5千円に、同様に2割軽減では54万5千円から56万円にそれぞれ引き上げられ、軽減措置が拡充される予定でございます。

続きまして、「報告事項②－2 高額療養費制度の見直し」についてでございます。7ページを

ご覧ください。こちらは、令和 7 年度国民健康保険法施行令の一部改正等により変更が予定されている内容となります。

高額療養費制度は、医療費が高額になった場合に、患者の自己負担額を軽減するための制度です。この制度は、医療を受ける際の経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすくすることを目的としています。また、所得に応じて自己負担限度額を設けているため、低所得者層に対してはより手厚い支援が行われています。

今回の見直しは、現役世代をはじめとする被保険者の保険料負担の軽減を図るとともに、セーフティネットとしての役割を今後も維持していくため、自己負担限度額を所得区分に応じて見直すとともに、所得区分の細分化を行うものです。

あわせて、70 歳以上に設けられている外来に係る自己負担限度額（外来特例）についても見直しが行われます。自己負担限度額を令和 7 年 8 月から現行の区分のまま 2.7%～15%引上げ、3 年間で段階的に所得区分を 70 歳未満は 13 区分、70 歳以上は 14 区分に細分化させ、限度額を引き上げる予定となっております。

令和 7 年度中の改正については表にございますように所得要件による区分は変更せず月単位限度額を引き上げるものでございます。表中の月単位限度額欄の上段が令和 7 年 8 月以降の限度額で下段かつこ内が現在のものとなっております。一番所得の高い区分アおよび現役並みⅢの方については、37,800 円の引上げとなっておりますが、70 歳未満の区分「オ」では 900 円、70 歳以上の区分「低Ⅰ」では 400 円となっており、低所得者へ配慮した形となっております。

参考ではございますが、今後 3 年間で行われる改正の一覧表を 8, 9 ページに記載させていただいております。

報告事項②-2 の説明は、以上でございます。

続きまして、「報告事項②-3 子ども・子育て支援金制度」についてでございます。10 ページをご覧ください。

こちらは、令和 8 年度からの改正になりますが、令和 7 年度中から被保険者の方への通知等が始まりますのでご説明させていただきます。

子ども・子育て支援金制度につきましては「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和 6 年 6 月 5 日に成立、同 12 日に公布されたことに伴い、令和 8 年度から段階的に運用が始まるものでございます。

制度の概要といたしまして、少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険税とあわせて子ども・子育て支援金を拠出する制度となっております。

制度の主な内容としましては、令和 8 年度から毎年度、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収し、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うこととなっております。

ページ下段の（４）支援納付金に関する試算をご覧ください。支援金は令和 8 年度から 3 年間で段階的に引き上げる予定となっており、こども家庭庁の試算では、加入者一人当たりの支援金平均見込み月額を市町村国民健康保険は 250 円、300 円、400 円と見込んでおります。

なお、本市国保の税率等については、来年度、当運営協議会に諮問させていただく予定であります。

すのでご承知おきいただければと思います。

報告事項②-3の説明は、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質問並びに意見等がありましたらお願いいたします。

<意見・質問等なし>

質問はありませんか？それでは報告事項②についての質疑を終結いたします。

続きまして、次第の5「その他」でございます。

まずは、事務局よりお願いします。

(保険年金課長)

それでは、その他といたしまして、「マイナ保険証の利用状況について」報告いたします。資料等はありません。口頭での報告となります。

いわゆるマイナンバーカードと保険証の一体化および保険証の新規発行の廃止が令和6年12月2日に施行されました。施行されて約2カ月経過したところですが、本市の利用状況等について報告いたします。

高崎市国保でのマイナ保険証取得率についてでございますが、令和6年12月31日時点で、42,361名、被保険者の64.6%となっております。また、マイナ保険証の利用率については、令和6年12月31日時点で28.8%となっております。全国平均の25.4%と比較すると3.4ポイントほど高い利用率であり、群馬県内の28.5%からは0.3ポイントと若干、上回っている状況です。法改正前後の変動についてですが、取得率については若干の上昇となっておりますが、利用率については前月比で7%を超える大幅な上昇となっております。

(議長) 報告は終わりました。

本件につきまして、質問並びに意見等がありましたらお願いします。質問はありませんか。

それでは、本件に関する質疑を終結します。

最後に、委員の皆様から、何かご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

ございませんかよろしいですか。

ないようですので、これにて本日の案件をすべて終了といたします。

皆様のご協力によりまして、滞りなく終了することができました。ご協力ありがとうございました。